健全経営について

自己資本の状況

自己資本比率は、貸出金や有価証券等の資産などに 対する自己資本の割合のことをいい、銀行経営の安全 性や健全性をあらわす重要な指標となっています。

本年3月に財務体質を強化するとともに地域の資金 ニーズに積極的にお応えしていくため、地元のお取引 先を引受先とする優先株式250億円の発行を行いま した。

当行の平成21年3月末の自己資本比率は、保有有

価証券の減損処理後も単体ベースで9.55%(Tier I 比率5.17%)、連結ベースで9.39% (Tier I 比率 5.21%)と国内基準に必要な水準を十分維持してお ります。

今後とも、皆さまに安心してお取引いただけるよう 自己資本の充実に努め、より一層の経営体質の強化を 図ってまいります。

[主な自己資本充実]

11年3月 第三者割当増資(163億円)実施

12年3月 無担保転換社債(80億円)発行

第三者割当増資(109億円)実施 13年3月

16年1月 無担保新株予約権付社債(100億円)発行

18年3月 公募増資等(197億円)実施

20年3月 第三者割当増資(300億円)実施

21年3月 第三者割当増資(250億円)実施

※自己資本比率の計算方式(国内基準)

基本的項目(Tier I) + 補完的項目(Tier II)

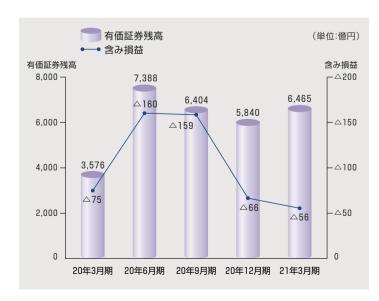
リスクアセット(信用リスク度合いを考慮した資産額など)

×100



有価証券の状況(残高、含み損益)

米国での金融不安を契機に、世界の金融市場が 未曾有の大混乱となったことが影響し、当行の保 有有価証券も甚大な影響を受けたため、健全性を 重視した厳しい基準による保有有価証券の減損処 理353億円を行い、保有有価証券の含み損をほぼ 一掃し、簿価を大幅に引き下げ、いち早く強固な財 務基盤を実現しました。



資産内容の開示

当行では、資産の健全性確保を経営上の最重要課 題のひとつと認識し、自己査定を実施し、資産の正確 な査定と厳正な不良債権処理に取り組んでおります。

今後とも、自己査定の厳格な運用を行い、従来にも 増して不良債権の未然防止に努め、資産の健全性を 確保していく方針です。

なお、「自己査定」と「金融再生法に基づく開示債権」 ならびに「リスク管理債権」の関係は次ページのとお りです。

また、連結対象子会社におきましても、銀行本体同 様、自己査定に基づき、適切な償却・引当処理を行っ ております。

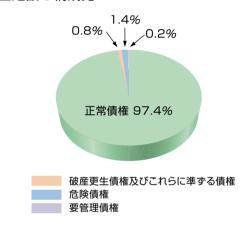
●金融再生法に基づく開示債権



(単位:億円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	92	141
危険債権	227	242
要管理債権	71	45
小 計	390	429
正常債権	15,817	16,409
合 計	16,208	16,838

資産査定額の構成比



破産更生債権及び これらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の 事中により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及び これらに準ずる債権のことです。

権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及 び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び 利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

要管理債権

要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出 条件緩和債権に該当するものです。

(要注意先:貸出条件、債務の履行状況、財務内容に問題が あり、今後の管理に注意が必要な債務者。)

常 権 正 倩

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとし て、上記破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並 びに要管理債権以外のものに区分される債権のことです。

●リスク管理債権の状況

銀行法に基づくリスク管理債権は、「破綻先債権」、 「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸出条件緩 和債権 | に分類され、単体ベースの開示に加え、連結 ベースの開示が義務づけられています。

なお、これらの債権は、開示金額全てが回収不能と

いうわけではありません。これらの債権の大半は、回 収確実な担保等により保全されており、回収不能と判 断した部分についても貸倒引当金を計上するなどの 措置がとられています。

●連結ベース

区 分	平成20年3月期	平成21年3月期
破綻先債権額	18	36
延滞債権額	314	358
3カ月以上延滞債権額	12	7
貸出条件緩和債権額	58	38
合 計	404	440
貸出金に占める割合	2.53%	2.65%

●単体ベース

(単位:億円)

(単位:億円)

区分	平成20年3月期	平成21年3月期
破綻先債権額	14	33
延滞債権額	304	349
3カ月以上延滞債権額	12	7
貸出条件緩和債権額	58	38
合 計	390	428
貸出金に占める割合	2.43%	2.57%

破綻先債権

元本の回収が不可能となる蓋然性が高い債権のことで、具体的には未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、会社更生法、 破産法などの法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金のこと

征 滞 倩 権 未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、破綻先債権と債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を 猶予した貸出金を控除した貸出金のことです。

3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で破綻先債権と延滞債権に該当し ない貸出金のことです。

貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩 (金利の滅免、金利の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、現金贈与、代物弁済の受入など)を実施した貸出金のことです。

●自己査定と開示基準別の分類・保全状況【単体】(21年3月末)

(単位:億円)

貸出金残高

33

リスク管理債権 対象:貸出金

区 分

破綻先債権

	自己査定結果(債務者区分別) 対象:貸出金等与信関連債権				
	区分	分 類			
	与信残高	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
	破綻先 33	13	19	- (0)	- (-)
5	実質破綻先 107	18	89	- (0)	- (-)
đ	波綻懸念先 242	62	149	30 (41)	
要注意先	要管理先 51	3	48		
	要管理先 以外の 要注意先 1,243	384	858		
	正常先 15,160	15,160			
	合 計 16,838	15,642	1,165	30	-

金融再生法の開示基準 対象: 要管理債権は貸出金のみ その他は貸出金等与信関連債権			
区分 与信残高	担保・保証 等による 保全額	引当額	保全率
破産更生債権及び これらに準ずる債権 141	140	0	100.0%
危険債権 242	171	41	87.4%
要管理債権 45	10	18	65.6%
小 計 429	322	60	89.2%
	総与信に占め による不良債 2.54%		
正常債権 16,409	破綻	区分の定 先: 法的・ 先: 法的・	形式的に紹

10	18	65.6%		貸出条
322	60	89.2%		í
総与信に占める金融再生法開示基準 による不良債権(小計)の割合				総貸出 割合

延滞債権 349 3カ月以上延滞債権 7 条件緩和債権 38 수 計 428

比に占めるリスク管理債権の 2.57%

りに経営破綻の事実が発生している先

りに経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態に あり、再建の見通しがない状況にあると認められる先

破 綻 懸 念 先:現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状

況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先

要 注 意 先:貸出条件に問題のある先、元本返済・利息支払いなど履行状況に問題がある先、業

況・財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する先 先:業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先

合 計

16,838

⁽注1)貸出金等与信関連債権:貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融 商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に 計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)

⁽注2)自己査定結果(債務者区分別)における()内は分類額に対する引当額です。破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類額は、全額引当済みです。